

【定期予防接種：小児】

## 水痘ワクチン予防接種のご案内

水痘ワクチンの定期予防接種について、ご案内します。  
接種を希望される方は、医療機関で接種してください。

### 1 接種対象者

接種日時点で関川村に住所がある、生後 12 か月から生後 36 か月までの児

※標準接種年齢：1 回目接種→生後 12 か月から生後 15 か月に達するまで

2 回目接種→1 回目終了後 6 か月から 12 か月の間隔をおく

※水痘にかかったことがある方は、水痘に対する免疫を獲得していると考えられるため、  
定期接種は受けられません

※任意接種で水痘ワクチン接種を受けたことがある方は、接種した回数分の接種を受け  
たものとみなします

### 2 接種回数

2 回

### 3 接種費用

無料

※ただし、接種対象年齢を過ぎると、無料で接種できなくなりますので、ご注意ください

### 4 予約方法

別紙「関川村・村上市定期予防接種実施医療機関一覧（0～6 歳用）」を確認の上、  
直接電話で予約してください

### 5 当日、医療機関へ持参するもの

(1) 母子健康手帳

(2) 必要事項を記入した予診票（医療機関に予備はありません）

・年齢の欄には、接種時の年齢（月齢）をご記入ください

・裏面は、接種に保護者以外の方が同伴する場合のみ、必ず保護者をご記入ください

### 6 その他

・治療中等の関係で、別紙の実施医療機関以外の医療機関（県外）で接種する必要がある  
役場健康福祉課までご連絡ください（接種実施医療機関の確認を行います）

・保護者の方は別紙の「水痘ワクチン定期予防接種にあたって」をお読みになり、予防接種  
の必要性、副反応等を理解の上、接種してください

・村から転出された場合は、村の予診票は使えません